

公益財団法人三康文化研究所

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）及び公益財団法人三康文化研究所（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第29条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬そのほかの職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、役員賞与を支給しない。
- 3 常勤理事の退職にあたっては、その任期に応じ第6条に定める退職慰労金を支給することができる。

(報酬等の支払)

第4条 常勤理事に対する報酬は、当月分を当月15日に本人より指定された本人名義の金融機関口座へ振込により支給する。ただし、15日が、金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日に支給する。

(報酬等の決定)

第5条 この法人の常勤理事の報酬については、別表第1「常勤理事の報酬額」に定めた金額の範囲内において理事会の決議を経て、理事長が決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬額」に定める額とする。

各評議員の報酬等は、定款第 14 条に定める金額の範囲内において別表第 3「評議員の報酬額」に定める額とする。

(退職慰労金)

第 6 条 退職慰労金は、常勤理事に支給するものとし、死亡により退任した者については、その相続人に支払うものとする

2 常勤理事に対する退職慰労金は、別表第 4「常勤理事の退職慰労金」に定めた金額とする。

(費用)

第 7 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いすることがある。

(公表)

第 8 条 この法人は、この規程をもって認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、この法人設立の登記の日から施行する。
2. 別表第 4「ただし、在職期間に 1 年に満たない期間がある場合」の規定は、2021 年 12 月 1 日より適用する。

別表第 1「常勤理事の報酬額」

月額 800,000 円以内

別表第 2「非常勤役員の報酬額」

理事会出席の都度、謝金として一人一律源泉徴収後 10,000 円

別表第 3「評議員の報酬額」

評議員会出席の都度、謝金として一人一律源泉徴収後 10,000 円

別表第 4「常勤理事の退職慰労金」

基本金（報酬月額）に在職年数を乗じて得られた額

ただし、在職期間に 1 年に満たない期間がある場合

基本金（報酬月額）に〈(在職月数) / 12 ヶ月〉を乗じて得られた額